

～ 自分を大切に、仲間を大切に ～

1. 附属学校の役割

- (1) 学部・大学院における研究を附属学校で実際の指導に取り入れ、その結果を学部・大学院の教育研究に反映していく実験・実証校としての役割
- (2) 学部・大学院の教育研究に基づいて、教育実習生を指導する教育実習校としての役割
- (3) 一般公立学校と同様に普通教育を行う公教育の役割
- (4) 地域の学校と連携して教育・研究を推し進める役割

2. 附属学校教育目標

東京学芸大学附属学校は、在学する幼児・児童・生徒に普通教育を施すとともに、大学と連携して実証的研究や実践的研究に取り組むことにより、

- (1) 協働して課題を解決する力
- (2) 多様性を尊重する力
- (3) 自己を振り返り、自己を表現する力
- (4) 新しい社会を創造する力

の四つの力を持った次世代の子どもを育成する教育を推進する。

3. 目指す学校像

(1) 知的障害児を対象とする生涯発達支援学校として、就学前より卒業後にわたる生涯教育の観点に立ち、幼稚部から高等部に至る一貫した特別支援教育の実践をめざす学校。

(2) 東京学芸大学(特別支援科学講座、教職大学院、特別支援教育・教育臨床サポートセンター等)と連携した実践的な教育研究をもとに、新たな特別支援教育の開発をめざす学校。

4. 教育理念

- (1) 子どもたちの豊かな市民性を育てる教育と学校をめざし、福祉的な地域社会づくりに貢献する。
- (2) 日本国憲法および教育基本法の精神に則して、民主的で合理的な学校経営を志向する。
- (3) 一人ひとりの心身の発達を促し、社会集団の中で生活する力を育成する
- (4) 地域社会と交流し、子どもたちの多様な社会参加をすすめる。
- (5) 幼稚部から高等部に至る連結した教育課程に基づく特別支援教育の実践をすすめる。
- (6) より良い支援的環境づくりのために、保護者、地域社会、さらに医療・福祉・労働等の諸機関との連携をはかる。
- (7) 特別支援教育の専門性を生かして地域社会の福祉・教育的ニーズに貢献する。

5. 教育目標

- (1) 様々な学びを自己決定に生かす力の育成
- (2) わかり合い、助け合う人間関係力の形成
- (3) 必要な援助を求め、自立した暮らしを営む力を育成
- (4) 社会参加をめざした公共意識、価値観、規範、態度を育成
- (5) 楽しみのある暮らしを築く力の育成
- (6) 基本的な生活習慣を身につけ、健全な心身の発達と健康に暮らす力の育成

6. 育てたい幼児・児童・生徒像

- (1) よく学び、よく考えて、ものごとを自分で選んだり決めたりすることができる。
- (2) 自分のことを一人で行えるようになるとともに、必要な援助を適切に求めることができる。
- (3) 自分を知り、他者や社会のことも考えて、望ましい人間関係をつくることができる。
- (4) 仕事の大切さを知り、ほこりをもって働くことができる。
- (5) 個性や能力を発揮し、表現して、楽しく心豊かな生活をするすることができる。
- (6) 人を信頼し、助け合って、約束や社会のルールを守ることができる。
- (7) 基本的な生活習慣、安全行動を身につけ、健やかな生活を営むことができる。

7. 中期経営目標・計画

(1) 大学との連携強化

大学の特別支援科学講座、教職大学院、特別支援教育・教育臨床サポートセンターとは、研究協議会での共同研究者や本校主催の公開講座でも講師・コーディネーターとして、他にも大学の授業や研究フィールドの提供など、様々な連携を行ってきている。さらに教材の開発などの研究プロジェクトを発足させ、成果を発信していく。他の講座や教科の大学教員との連携も図る。

(2) 質の高い教育実習の実現

教育実習日誌のデジタル化により、個々の資質・能力や経験に応じた質の高い教育実習を実現する。また他大学附属特別支援学校とも連携し、特別支援学校における教育実習の内容を検討し発信していく。

(3) 生涯発達支援学校の実現

学校在籍時の検討と共に、卒業後の生涯教育・社会教育の面からの新たな特別支援教育の在り方を研究し、研究成果を発信・継続していく。

(4) ICT を活用した指導の充実

GIGA スクール構想により、ICT 機器を使用する環境が整ってきている。今後はその活用方法を充実させ、広く発信していく必要がある。各種助成金などを活用し研究していく。

(5) 安全・安心な校内環境の整備と教育環境の充実

新型コロナウイルス等の感染症対策や災害発生時の対策、各種マニュアルを整備する。校内環境について、日常の点検や整備を怠らず、不具合がある場合は速やかに対応する。職場環境においても働き方改革を推進する。

8. 年度経営目標

(1) 学校運営

◎【重点目標①】業務の効率化等による「働き方改革」の推進

全教員が、本年度より本格実施の「超過勤務制度」を理解し、業務の効率化に努める。変形労働時間制を効果的に活用して、各々の勤務時間を把握し、「休むときは休む」という意識を高める。運営委員会を学校運営の中核機関としてより一層位置づけ、教員の校務を組織的に執行する。スクール・サポート・スタッフ（SSS）を活用して教務の負担を減らす、会議は対面とオンラインを使い分ける等、業務の効率化に努める。フルクラウド統合型校務支援システムを導入して、幼児・児童・生徒の出欠席確認、保護者との配布物のやり取り等を効率的に実施する。

【数値目標：宿泊を伴う行事、変形労働時間制で対応が難しい介護等体験と「若竹会」活動の業務、突発的な事故対応等を除き、全教員の月あたりの超過勤務時間の上限 4 時間】

◎【重点目標②】いじめ防止対策の充実（重大事態を生じさせない取り組みの推進）

全教職員が「いじめ防止対策基本法」を理解していじめに対する意識を高め、いじめ認知の段階から学部主任を中心に学部全体で共有して、管理職、いじめ防止担当主幹（新設）とともに解決を図る。また、いたずら、いじわるなどの日常の些細な行動を見逃すことなく、いずれもいじめにつながる行動とみなして、迅速に対応する。月1回のいじめ防止対策委員会の開催、PTA 総会等における校長から保護者へのいじめ防止対策の説明、年1回の全教員対象のいじめ防止対策研修会、生徒アンケート、保護者アンケートなどを通じて、早期発見、情報共有、迅速な対応を図り、重大事態を生じさせない取り組みを進める。【数値目標：いじめの重大事態の発生 0回】

◎【重点目標③】性暴力、ハラスメント、体罰のない、人権が尊重される安全・安心な職場づくり

性暴力、ハラスメント、体罰は、違法行為であるのみならず、幼児・児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であり、絶対に許されるものではない。すべての教職員がこのことを強く意識しながら教育活動や子供の指導・支援に取り組み、保護者と連携して、子供の人権が尊重される安全・安心な学校づくりに努める。【数値目標：幼児・児童・生徒への性暴力、ハラスメント、体罰 0回。】

(2) 教育活動

◎【重点目標④】4学部が設置されている特別支援学校の特徴を生かす教育

幼稚部、小学部、中学部、高等部の4学部が設置されているという特徴を生かして、各学部段階で求められる教育の在り方等について検討し、展開するとともに、学部間の連続性を意識した教育活動を展開する。とりわけ、次期学習指導要領の改訂を見据えて、中学部と高等部の各教科等の目標と内容が連続的になるような取組を行う。

○大学の講座やセンター等と連携した最先端の教育

特別支援科学講座、特別支援教育・教育臨床サポートセンター等と連携して、最新の研究知見に基づき、ICTを活用するなどして、授業デザイン、教材開発、実践、評価等のサイクルを通し、授業づくりとその改善を進める。

(3) 研究活動

◎【重点目標⑤】知的障害のある幼児・児童・生徒の探求的学習に関する研究の推進

東京学芸大学特別支援科学講座、特別支援教育・教育臨床サポートセンター等との連携しながら、昨年度に開始した探求的学習に関する研究を継続し、その成果を研究協議会（1月）で発表する。

○各教員の個人研究の推進

全教員が知的障害教育に関する研究に関心をもち、関連する学術大会や学術雑誌等に成果発表するよう努める。

(4) 学生の教育・支援活動

◎【重点目標⑥】「教員になりたい」意欲を高める学部教育実習の実施

選択実習（9月）、必修実習（2、3月）それぞれについて、観察実習、プレ実習、ポスト実習の活用も含めて、学生のニーズに即した実習、および「働き方改革」を意識した実習に取り組み、学生の「教員になりたい」という意欲が高まるよう指導する。

○高度な専門性と実践性を育む教職大学院実習の実施

教職大学院特別支援教育高度化プログラムの実習生1名を受け入れ、実態把握、授業づくり、評価、学級経営、地域連携等、高度な専門性と実践性を育む実習を工夫する。

○介護等体験の円滑な実施

介護等体験について、教員の「働き方改革」と両立するよう工夫し、大学の担当部署と連携して円滑に対応し、未来の教師に対して特別支援教育や障害児支援に関する理解を深めるよう指導する。

○学生の卒業論文等への研究協力

特別支援教育教室や教育心理学教室等の学生の卒業論文等の研究に、教育活動や校務の妨げにならない範囲で積極的に協力するとともに、当該学生には学生ボランティアとして授業補助等に入る機会を設定し、教育実践経験を積ませるようにする。

（5）社会貢献活動

○「センター的機能」としての地域支援と附属学校・園支援の実施

学校教育法第74条に定められている特別支援学校のいわゆる「センター的機能」について、相談部（特別支援教育コーディネーター）が中心となり、地域支援と附属学校・園支援の2本柱で進める。前者は学校所在地である東久留米市と連携した就学相談、後者は本学附属学校・園に対する巡回相談等であり、特に後者については、担当運営参事と連携を図りながら実施する。

○「ネットワークフォーラム」を活用した地域の小・中学校の特別支援学級の教員研修の実施

夏に行う「ネットワークフォーラム」で、地域の小・中学校の特別支援学級教員を主な対象として、その専門性向上を目的として、東京学芸大学特別支援科学講座と連携して、教材・教具、アセスメント、自立活動等の研修を行う。

○保護者を対象とした知的障害の学習支援、生活支援、進路指導等に関する学習会の実施

保護者を対象にして、以前より行っている校長による講話の会（校長先生を囲む会）に加えて、東京学芸大学特別支援科学講座等の教員による知的障害の学習支援、生活支援、進路指導等に関する学習会を開催し、保護者の理解を深めるとともに、学校との連携・協働を一層強化する。

○在校生と卒業生との交流

春のレクリエーション大会（5月）、若竹会（10月）、二十歳を祝う会（1月）、学習発表会（2月）等を活用して、在校生が卒業生とかかわる機会を設け、生涯発達支援学校としての役割を果たす。